

著作権・契約書 Q&A 6



第6回 「著作権がある」とはどういうこと? 独占的上演権とは?(後編)

弁護士・ニューヨーク州弁護士

福井健策

質問ある劇団からレバートリー作品を作りたいとの依頼を受け、出演俳優も先方の指定があり、ほぼアテカキで書いた。以後、再演の際に上演料は支払われているが、上演許諾のお願いがない。最初にレバートリー作品として依頼された場合は、独占的上演権を永久に与えたという契約が成立するのか?

1. 上演許可の際の条件

前回は、「独占的上演権を与える」というのは、「著作権を譲渡する」という意味ではなく、「あなただけに上演を許可する。ほかの人には許可しません」という意味で使われるのが普通でしょう、というお話をしました。これを「独占的ライセンス」と言います。日本では従来あまり言葉にして取り決めては来なかつたのですが、上演を誰かに許可する時に独占的かそうでないかは、とても基本的な条件です。たとえば座付き作家が劇団に戯曲を書き下ろしたケースで、劇団側は長期の独占的上演権を獲得したと思つていて、作家の方は必ずしもそうは思っていないといふ場

このほか、上演許可の場合には、脚本の変更をどうするかとか、放送のよくな次利用はどうするか、キャストやスタッフについて意見は言えるのかなど、色々な条件を取り決めることがあります。

2. 質問のケースではどう考えるか?

●厄介ですね。実際「上で書いたように細かな条件を取り決めて置くのは、特に近しい間柄であればあるほど稀で、しばらく経つから「どうなんだろう?」となるケースが多いですね。どうなんでも」「なんでも、自分達が決めて置かなかつたんだから知らないよ」と言いたいですが、まあ一般論としては、永久とか非常に長期の独占的上演権が、特につきりした約束をした訳でもないのに認められるケースは少ないだろう、と筆者は思っています。

ただ、この質問のケースは最初の劇団側の「シリアティ」も大きかったようですし、アテカキだったということですから、事情によっては、「暗黙の了承での独占的上演権」が認められる可能性もないとは言えないでしょう。特に、当初の支払金が相場より高がったとか、客観的にみて他劇団での上演は想像できない作品の場合には、こうした可能性は高くなるでしょう。もっとも、万一そうなったとしても、期間は必ずから限定されるでしょうし、またいつまでも同じ上演料が適用されるのか

合、後々面倒な」とになるケースもあります。

もちろん、上演を許可する場合、取り決めるべき条件は独占かどうかだけではありません。どういった期間、どの劇場で、又はどの地域で上演をしていいのか、という期間や地域を決める必要があります。単発の上演許可ならば、単に公演日時と場所が決まっていればいいでしょうか、独占的上演権の場合、何時までの期間、どの地域について独占を認める

かは重要です。半年間ならば相手に上演を独占させてもらいたい影響はないでしょうが、向こう20年間全世界的に上演を独占させるとしたら、これは大ことです。10年後に自分と相手がどうなっているか、誰にも予測できないからです。

協会のモデル契約書では、新作の委嘱の場合には、制作者による年間の独占的上演権を認める形になっています。既存の戯曲の場合には、「応、独占タイプ」「非独占タイプ」を選べるようになっています。協会のホームページに詳しい解説がアップロードされているようですので、興味のある方はそちらをご覧ください。

そして、上演権を与えた代償として、どういった支払を受けるか、という上演料の問題があります。たとえば、「将来再演された時には1ステージあたり○○円払う」という決め方もあります。モデル契約書もこの決め方ですね。しかし具体的な公演の予定が立

ついれば金額を決めやすいのですが、ステー

ジ数や劇場も決まらない将来のことでは双方とも約束がしにくい、という場合も多いでしょう。そこで、「再演の場合の上演料は、双方が協議して合意により決定する」という風に決めておくケースも少なくありません。

ですが「協議で決定する」ということを意味はあります。

劇作家の立場からすれば、「上演料は初演で払った分で終わり」(業界用語でいう「買取り」)の一種ですね)とか「制作者側が金額を決めて払う」といった条件は避けたいところでしょう。もつとも、もう何でもいいと思えるほど初演の時の支払額が大きいなら話は別ですが。

なお、再演の規模に応じて上演料の金額がスライドするように、公演の総収入のパーセンテージを受け取る、という取り決めもあります。「印税方式」とか「ロイヤルティ」といわれるもので、音楽や出版業界では当然の考え方ですが、舞台芸術の場合、海外作品を除けばまだ見かけることは少ない方法ですね。これは、一つには、日本は上演期間がほぼ固定(リミットド・ラン)なので歩合で決めなくても大体金額がわかる、という理由もあります。また、「存知の通り、協会には最低上演料についての給会決議」というものがあって、こちらは「公演の総予算の5%以上」という決め方をしていますね。

と言えば、これも周囲の事情に応じて再交渉があり得るんじゃないかと思います。
いかがでしょうか。お答えになつたでしょうか。(以上)

これまでの復習 / 劇作家の著作権ルール

- 「表現」とは言えないような、企画・アイディア・情報・金銭等を提供しても、「其同著作者」ではない。(29号)
- 歴史的な事実やナマの事件は、誰かが創作したものではないため、著作物ではない。(30号)
- 書かれた戯曲の著作権は、著作権譲渡の合意がない限り、それを創作した劇作家のもの。(30号)
- 著作権とは、複製権、上演権、公衆送信権(放送ほか)など、多数の権利の束。(35号)
- 権利の譲渡と、上演許可(ライセンス)は、別物である。(35号)
- 戯曲の改変には、(少なくとも)著作権者の許可が必要。(29号)
- 「引川」の最高裁ルールは、①明瞭な区別と②主従の関係があること。「出典明示」も忘れずに!(31号)
- 日本の裁判所は「パロディ」を優遇しない(普通の著作権侵害のルールでしか見ない)。(31号)
- 著作権者が死亡した場合、著作権は相続人全員の共有に。(33号)
- 著作権は、著作者の死後50年間で保護が終わる。(33号)
- 当事者がお互いに納得できるならば、法律の規定と違う契約を結ぶのは自由。(35号)
- 上演許可の場合の様々な条件(本号)
- 以上、ほぼ全てに「原則として」という枕詞が付きます。詳しくは各パックナンバーを参照のこと。